

青森県報

第三千八十号

平成二十一年
五月七日
(木曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	五
右 同	(同)	五
土地収用法による事業の認定	(監理課)	五
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(構造政策課)	七

告 示

示

青森県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年月日
特別養護老人ホームときわ	南津軽郡藤崎町大字水木字浅田九五	介護老人福祉施設	平成 三・三・二

青森県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指 定 年月日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	訪問介護	山郷館訪問介護センター	弘前市大字大久保字西田九二の三	平成 三・三・三
社会福祉法人同伸会	八戸市大字大久保字大山三二の二	小規模多機能型居宅介護	あんずの里小規模多機能ホームおのりあい	八戸市大字鮫町字居合六の三	三・四・一
医療法人社団清泉会	五所川原市字芭蕉一八の四	訪問看護	訪問看護ステーション	五所川原市字芭蕉一八の四	"

青森県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人さくら会	和田市東一番町二の五〇	認知症対応型通所介護	さくら荘認定型サービス	三戸郡五戸町大字倉石中平六四の一	"
株式会社丸大サクラ薬局	青森市大字三内字玉作二の七二	居宅療養管理指導	戸店ハッピー・ドラッグ五	三戸郡五戸町字中道八の一	三・四・一
医療法人正恵会	上北郡おいらせ一町上前田二一の	訪問看護	恵会石田温泉病院	一町上前田二一の	三・一・一
社会福祉法人三恵会	むつ市大畑町大赤川二九の四	認知症対応型通所介護	くろもりの郷	むつ市大畑町大赤川二九の四	三・四・一
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一	短期入所生活介護	おおみなと園	むつ市大湊新町三〇の一〇	三・二・一

株式会社サンプライム	八戸市大字中居林字雷一三の一	介護予防訪問介護	ヘルパースポーツ	八戸市大字中居林字雷一三の一	三・三・一
医療法人謙昌会	八戸市大字久保字大山三一の二	介護予防通所介護	デイサービスあんず	八戸市小中野五丁目二の五	三・四・一
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	介護予防訪問介護	山郷館訪問介護センター	弘前市大字久保字西田九二の三	平成三・三・三
名 称	主たる事務所在地	介護予防の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介 護 予 防 事 業 者			介 護 予 防 事 業 所		

青森県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人さくら会	和田市東一番町二の五〇	介護予防認知症対応型通所介護	さくら荘認定型サービス	三戸郡五戸町大字倉石中平六四の一	"
社会福祉法人三恵会	むつ市大畑町大赤川二九の四	介護予防認知症対応型通所介護	くろもりの郷	むつ市大畑町大赤川二九の四	三・四・一
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一	短期入所生活介護	おおみなと園	むつ市大湊新町三〇の一〇	三・二・一
医療法人社団清泉会	五所川原市字芭蕉一八の四	訪問看護	ティー・エス・エス	五所川原市字芭蕉一八の四	"
社会福祉法人同伸会	八戸市大字久保字大山三二の一	小規模多機能型居宅介護	あんずの里	八戸市大字鮫町字居合六の三	三・四・一

変更後	変更前	区 分	変 更 年 月 日
株式会社ケアシステム	アツプル有限会社 調剤薬局	居宅介護事業者	
	弘前市大字石渡一丁目二の二	主たる事務所在地	
	居宅療養管理指導	居宅介護の種類	
アツプル調剤薬局	アツプル有限会社 調剤薬局	居宅介護事業者	
	弘前市大字石渡一丁目二の二	所 在 地	
			平成三・四・一

青森県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
サ光株 ー仁式 ピ介会 ス護社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	サ光株 ー仁式 ピ介会 ス護社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社
	四羽青 五白森 の字市 四沢大 田字	四羽青 五白森 の字市 四沢大 田字	四野柳北 四田町津 の字大軽 一実都 田字福板		四羽青 五白森 の字市 四沢大 田字	四野柳北 四田町津 の字大軽 一実都 田字福板	四野柳北 四田町津 の字大軽 一実都 田字福板
	"		貸福 与社用 具		"		訪問 介護
	"		与社 用社 具貸 ま ちだ 福		"		サー ー ヘル プ ス プ テ
	"		"		"		四野柳北 四田町津 の字大軽 一実都 田字福板
	二〇・九・一		一九・二・一		二〇・九・一		一九・二・一

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
サ光株 ー仁式 ピ介会 ス護社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	サ光株 ー仁式 ピ介会 ス護社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	トロイ光有 ジカ仁限 エルメ会 クブテ社	ケア株 ミツ式 スプ会 トル社	調剤ア 薬局有 限会 社	名 称	介 護 予 防 事 業 者
	四羽青 五白森 の字市 四沢大 田字	四羽青 五白森 の字市 四沢大 田字	四野柳北 四田町津 の字大軽 一実都 田字福板		四羽青 五白森 の字市 四沢大 田字	四野柳北 四田町津 の字大軽 一実都 田字福板	四野柳北 四田町津 の字大軽 一実都 田字福板	一石弘 の渡前 二一市 二丁大 目字		所 在 地	
	"		貸福介 与社護 用予 具防		"		訪問介 護予 護防	管居介 理宅護 指療予 導養防		類 事 業 種	介 護 予 防
	"		与社 用社 具貸 ま ちだ 福		"		サー ー ヘル プ ス プ テ	調剤ア 薬局有 限会 社	名 称	介 護 予 防 事 業 所	
	"		"		"		四野柳北 四田町津 の字大軽 一実都 田字福板	一石弘 の渡前 二一市 二丁大 目字	所 在 地		
	二〇・九・一		一九・二・一		二〇・九・一		一九・二・一	三・四・一	年 月 日 更		

青森県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社光仁 介護サービス	有限会社光仁 メディカル プロジェクト	"	"	有限会社光仁 メディカル プロジェクト	有限会社光仁 メディカル プロジェクト	株式会社大与 弘前市大字高 屋字本宮四八 〇の四	株式会社大与 弘前市大字高 屋字本宮四八 〇の四	居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 所在地
"	"	青森市大字羽 白字沢田四五 の四	青森市大字羽 白字沢田四五 の四	有限会社光仁 メディカル プロジェクト	有限会社光仁 メディカル プロジェクト	株式会社大与 居宅介護支援 事業所	株式会社大与 弘前市大字高 屋字本宮四八 〇の四	居宅介護支援事業所 名称 所在地
光仁ケアプラ ンサービス板 柳	光仁ケアプラ ンサービス板 柳	"	"	北津軽郡板柳 町大字福野田 一字実田四四 の四	北津軽郡板柳 町大字福野田 一字実田四四 の四	弘前市大字茂 森新町一丁目 の二七	弘前市大字茂 森新町一丁目 の二七	変更 年月日
三〇・六・一	三〇・六・一	二〇・四・一	二〇・四・一	一九・二・一	一九・二・一	平成 三〇・二・六	平成 三〇・二・六	

青森県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者 名称 主たる事務所 所在地	居宅介護 事業の種類	居宅介護事業者 名称 主たる事務所 所在地	居宅介護事業者 名称 主たる事務所 所在地	廃止 年月日
社会福祉法 人和洋会 平川市大坊前田 一三七の二	居宅介護 訪問介護	社会福祉法 人和洋会 平川市大坊前田 一三七の二	浦町ホーム シェルパ イオン 黒石市浦町一丁 目八二	平成 三〇・三・三
"	居宅介護 通所介護	"	グループホ イムサ ンラ 浦町	"
"	居宅介護 訪問介護	"	"	"

青森県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者 名称 主たる事務所 所在地	介護予防 事業の種類	介護予防事業者 名称 主たる事務所 所在地	廃止 年月日
社会福祉法 人和洋会 平川市大坊前田 一三七の二	介護予防 訪問介護	浦町ホーム シェルパ イオン 黒石市浦町一丁 目八二	平成 三〇・三・三

”
”
介護予防 通所介護
デイサービス 浦町
”
”

青森県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地
社会福祉法人和洋会	浦町居宅介護支援センター	黒石市浦町二丁目八
七の二		
平川市大坊前田一三		
平成	年月日	三・三・三
廃止		

青森県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地
居宅介護事業所	名 称	所 在 地
社会福祉法人緑真会	浦町居宅介護支援センター	黒石市浦町二丁目八
九		
弘前市大字浜の		
通所介護	類事業の種類	居宅介護
致遠荘	名 称	所 在 地
一五		
平	年月日	三・三・三
三・四・三〇		
休		
止		

医療法人聖誠会	弘前市大字新町一五一	訪問看護	オリイブ訪問看護ステーション	弘前市大字鷹匠町一六	三・三・三
---------	------------	------	----------------	------------	-------

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地
介護予防事業所	名 称	所 在 地
医療法人聖誠会	弘前市大字新町一五一	弘前市大字鷹匠町一六
訪問看護	オリイブ訪問看護ステーション	
平成	年月日	三・三・三
休		
止		

青森県告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
三 沢 市
- 二 事業の種類
（仮称）堀口地区公園整備事業
- 三 起業地

1 収用の部分

青森県三沢市大字三沢字堀口地内

2 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、三沢市の堀口地区に公園を整備し、地域住民の良好な生活環境を確保するものであり、法第三十二条第二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園の用に供する施設」に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業において防衛省から補助金の交付決定を受けるなどの財源措置を講じており、充分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

三沢市では、近年、三沢基地周辺の航空機騒音区域・振動規制区域から同市南部地区へ集団移転が行われており、同地区において道路、水道、排水施設などの公共施設が整備されつつあり、また、市立三沢病院も中心市街地から同地区へ移転する予定であり、同地区の宅地化は今後も進行すると考えられる。しかしながら、同地区は、街区公園が少なく、近隣公園が整備されていないなど、公園の空白地帯となっており、良好な生活環境を創出し、余暇を楽しむ空間を地域住民に提供するために、同地区に公園施設を整備することが必要となっている。

一方で、同市は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」に基づき、太平洋で発生が予想される大地震による津波に備え、重点的な防災対策が必要とされる地域に指定されている。また、同市中心部には市行政面積の約五分の一を占める米軍三沢基地、三沢飛行場及び三沢対地射撃場が位置し、同基地等の所在とその運用は、市民生活に様々な影響を及ぼしている。このように、同市では地震・津波等の自然災害や市街地での航空機事故の発生が懸念されるため、災害や事故の発生時に一次避難地として緊急避難や救急医療活動が迅速に行え、かつ、復旧・復興物資の中継基地となる防災拠点として、中心市街地に近く幹線道路に近接した場所に防災機能を有した公園施設を整備することが必要となっている。

本件事業は、公園の空白地帯となっている同地区の同市大字三沢字堀口地内

(通称・山形開墾地区)に公園を整備するものであり、地域住民の良好な生活環境を確保するとともに、移転後の同病院と連携して被災者支援や緊急医療活動を迅速に行えるよう、防災公園としても位置付けて防災機能を有する公園を整備するものである。

本件事業の施行により、地域住民の散歩・日光浴・緑地浴の場及び遊び・運動・交流の場として利用されるほか、同病院の患者のリハビリ・療養・見舞客との談話等の場として利用されることになる。

また、災害時には一次避難所として利用され、想定される避難住民一人当たり六平方メートルの場所を提供し、大型緊急車両の通行及び同病院との連携に配慮した園路、避難生活を支援するための資材を収納した備蓄倉庫及び断水等により公衆トイレが使用不能となる場合を想定した仮設トイレを完備し、また、隣接する同病院敷地の井戸水を飲料水として避難住民に提供することも可能となるとともに、同病院と連携した救急医療活動を迅速に行えることになる。

以上のように、公園を整備することにより、地域の活性化に大きく寄与するとともに災害に強いまちづくりに貢献することになることから、公共の利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の自然環境への影響については、本件事業は環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)に定められた対象事業に該当せず、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)による文化財及び保護のための措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、起業地を選定するに当たっては、

ア 事業に必要な面積が確保できること。

イ 交通条件等公園利用が容易な場所であること。

ウ 敷地造成が容易な場所であること。

エ 津波による水害等の災害の恐れがない場所であること。

オ 日照、通風が良く、騒音がないなど、公園としての環境に優れていること。

カ 隣接する施設と連携して機能強化を図れること。

を条件とし、同市大字三沢字堀口地内に候補地を二案(以下「第一案」、「第二案」という。)、同市大字三沢字前平地内に候補地を一案(以下「第三案」とい

う。(選定し、本件事業の候補地を検討している。

この三案は、いずれも事業に必要な面積が確保でき、交通の利便性が高く、日照、通風がよく騒音がないなど、公園を整備する環境として優れている。

この三案の検討において、本件申請案である第一案は、現況は畑地であり、支障物件として立木がある。周囲は、南側に市立三沢病院が移転される以外は畑地であるが、今後は宅地として整備される可能性がある。敷地が平坦な畑地であることから造成期間が短期間で済み、幹線道路に直接接していないため地価が安く、経済的に有利である。

また、隣接する防災機能を有した同病院から飲料水を供給することにより貯水槽の整備費を削減することが可能となり、さらに、病院が隣接することにより災害時の避難者にとって迅速な医療行為が可能となり、防災公園として優れた効果が期待できる。

第二案は、現況は水田であり、支障物件はない。周囲は水田であるが、今後は宅地として整備される可能性がある。敷地が水田であることや周辺道路よりも低いことから、軟弱地盤対策工を含む盛土工事が必要となるため造成に期間を要するとともに費用が高むという課題があり、県道に接しているため地価が高く経済的に不利であり、防災公園として整備するため耐震性貯水槽(約十五トン)の整備も必要となる。

第三案は、現況は畑地・雑木林・宅地であり、支障物件として立木と建物がある。周囲は宅地開発が行なわれている。敷地が平坦な畑地や宅地であることから造成期間が短期間で済むが、市道に接しているため地価が高く経済的に不利であり、第二案と同様に耐震性貯水槽の整備も必要となる。

よって、本件申請案である第一案は、三案中、環境的・機能的・経済的に最も優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により得られる利益は地域住民の生活に密接に関係しており、出来る限り早期に発揮される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は本件事業に求められている役割を実現するために必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は一時的利用に

供されるものは存在せず、使用の手段はなしまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

三沢市役所建設部都市整備課

公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、社団法人むつ市脇野沢農業振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十一年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業(農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。)

研修等事業(農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭